

岩手県告示第 435 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 5 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）路線名 花泉藤沢線
  - （2）供用開始の区間 東磐井郡藤沢町黄海字天沼 133 番 5 地先から字本沢 97 番 4 地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成 19 年 5 月 22 日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター
    - イ 期間 平成 19 年 5 月 22 日から同年 6 月 22 日まで
- 
- 2（1）路線名 東和薄衣線
  - （2）供用開始の区間 東磐井郡藤沢町黄海字天沼 153 番 4 地先から字本沢 106 番地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成 19 年 5 月 22 日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター
    - イ 期間 平成 19 年 5 月 22 日から同年 6 月 22 日まで